

## ■ 消防用設備等技術基準(設備編)

- 第 1 屋内消火栓設備
- 第 2 スプリンクラー設備
- 第 3 水噴霧消火設備
- 第 4 泡消火設備
- 第 5 不活性ガス消火設備
- 第 6 ハロゲン化物消火設備
- 第 7 粉末消火設備
- 第 8 屋外消火栓設備
- 第 9 動力消防ポンプ設備
- 第 10 自動火災報知設備
- 第 11 ガス漏れ火災警報設備
- 第 12 漏電火災警報器
- 第 13 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第 14 非常警報設備
- 第 15 避難器具
- 第 16 誘導灯・誘導標識
- 第 17 消防用水
- 第 18 排煙設備
- 第 19 連結散水設備
- 第 20 連結送水管
- 第 21 非常コンセント設備
- 第 22 無線通信補助設備
- 第 23 非常電源
- 第 24 採水口
- 第 25 フード等用簡易自動消火装置

## Ⅰ 用 語 例

- 1 令とは、消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）をいう。
- 2 規則とは、消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号）をいう。
- 3 条例とは、火災予防条例（昭和３７年名古屋市条例第１６号）をいう。
- 4 建基法とは、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）をいう。
- 5 建基令とは、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）をいう。
- 6 防火戸とは、建基法第２条第９号の２ロに規定する防火設備であるものをいう。
- 7 特定防火設備である防火戸とは、建基令第１１２条第１項に規定するものをいう。
- 8 不燃材料とは、建基法第２条第９号に規定する不燃材料をいう。
- 9 準不燃材料とは、建基令第１条第５号に規定する準不燃材料をいう。
- 10 難燃材料とは、建基令第１条第６号に規定する難燃材料をいう。
- 11 認定品とは、規則第３１条の４第２項に規定する登録認定機関が認定を行った消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。

### ◆…行政手続法上の行政指導に該当する事項（行政指導基準）

本市における地域特性、設置実績、災害発生状況等の実績に鑑み、法令基準以外の基準について、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導基準